



二国間クレジット制度（JCM）の最新動向

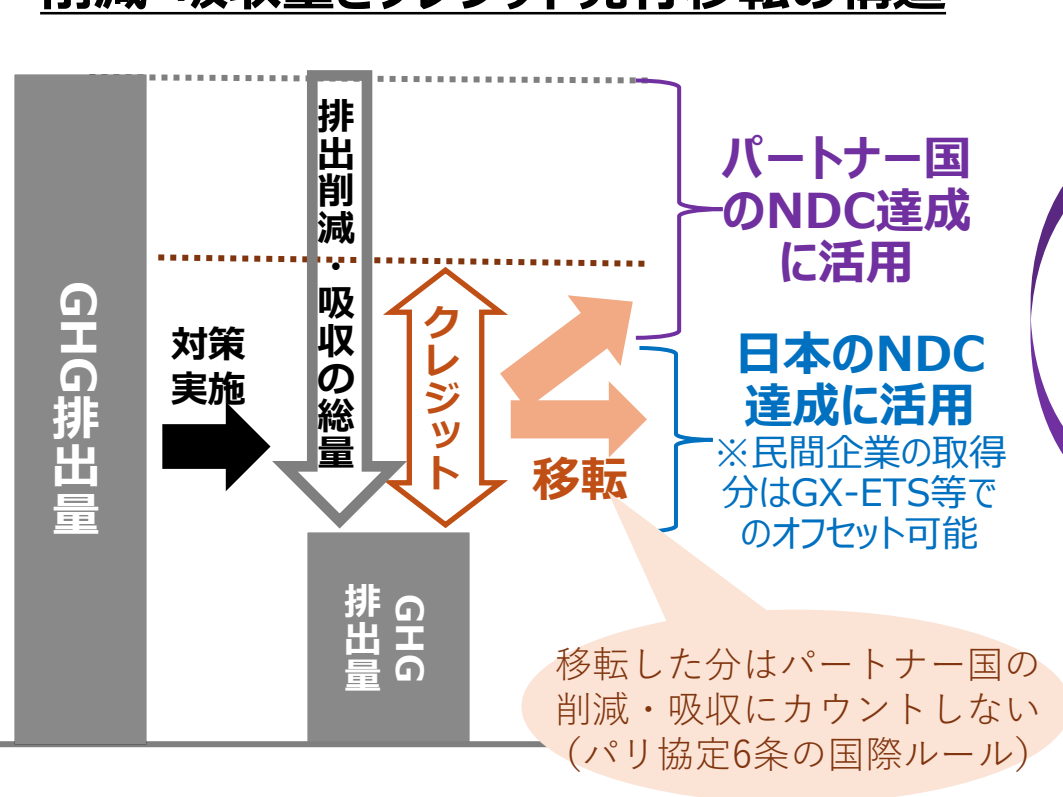
「みどり脱炭素海外展開コンソーシアム」令和8年度第1回セミナー
2026年7月9日

環境省 JCM推進室 岡野泰士

二国間クレジット制度（JCM）の概要

- JCMは、日本とパートナー国の中で、日本の企業や政府が技術や資金の面で協力して対策を実行し、得られるGHG※削減・吸収量を、両国の貢献度合いに応じて配分する仕組み。
- 日本への削減・吸収量の移転は、パリ協定6条に沿って行う（クレジット量は保守的に算定し、両国政府が承認。日本はNDC達成にカウントし、相当分はパートナー国の削減・吸収量に計上しない）。
- クレジットを原資として、脱炭素型のサービスを利用する際のパートナー国側のコスト負担を抑制しつつ、日本からの脱炭素投資を呼び込むことで、日本とパートナー国双方の削減・吸収量の増大に貢献するとともに、経済の活性化や持続可能な開発にも貢献する。

削減・吸収量とクレジット発行移転の構造



日本からの脱炭素投資

パートナー国

両国政府による制度の共同運営

- ・ 削減・吸収量の測定・報告・検証
- ・ クレジット量や用途を承認 など

日本



再エネ



省エネ



廃棄物



森林

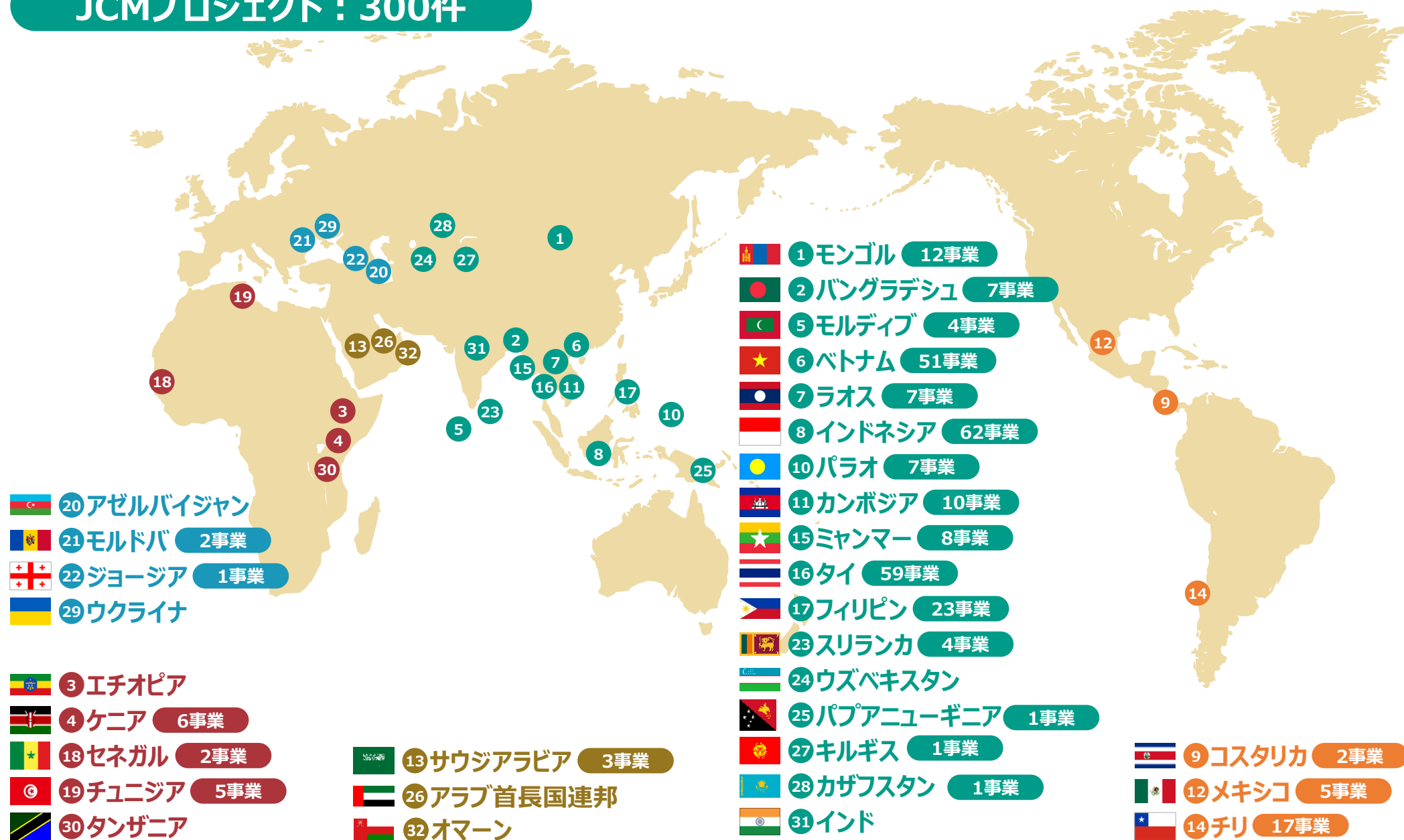


農業



CCS

JCMプロジェクト：300件



※番号は署名順

※環境省・経済産業省支援事業及び民間JCM案件を加えた全案件数 3

- GX-ETSでJCMクレジットを使用できることとなり、日本企業からの関心が高まっている。
- 2024年11月のCOP29で国際的なクレジットのルール整備が完了。日本を含む多くの国で実施ルールの整備が進んでおり、新ルールに対応した規定類を18か国との間で合意済（2026年4月時点）。
- 2025年4月より、改正温対法に基づく指定実施機関（JCMA）を創設・運営し、取組を加速化。
- ITMOsを3件（タイ、モルディブ、パラオ）発行。まもなく4件目。
- パートナー国は、直近の1年間で、3か国（タンザニア、インド、オマーン）増加し、32か国となった。
- これらにより、参画する企業・案件が拡大しており、今後、削減・吸収量及びクレジット発行量も拡大が見込まれる。

日本企業が組成中の大型JCM案件例（年間数十万トン超規模）

- ◆ 都市ガスパイプラインからのメタン漏洩対策（バングラデシュ）
- ◆ 牧草地の適正管理（モンゴル）
- ◆ 植林（フィリピン）
- ◆ 水田中干し（AWD）（フィリピン・バングラデシュ） 等

<用語解説>

ITMOs: internationally transferred mitigation outcomes; 国際的に移転される緩和成果

AWD: Alternate Wetting and Drying; 間断かんがい

- 我が国は、32か国とJCMを構築しITMOsも複数発行するなど、パリ協定6条において世界をリード。
- 一方でスイスやシンガポールなど各国がITMOs獲得に向けた取組を加速し、世界での競争が激化。
- 現状の成果に甘んじることなく、今後もJCMを通じた取組を加速していく。

主要国の二国間協定等・案件数

	二国間協定等の数	案件数※
日本	32	147
スイス	20	31
シンガポール	27	19
韓国	12	7
スウェーデン	7	3

※案件数は、UNEP-CCCのウェブサイトより。
JCMに関しては、両国において正式な承認に至ったプロジェクトのみが対象となっている。

国際的に移転される緩和成果(ITMO)の主な例

獲得国/企業	ホスト国	プロジェクトタイプ	削減年	発行年
日本	タイ	水上太陽光	2021年	2025年
日本	モルディブ	スマートミニグリッド	2021-2022年	2025年
日本	パラオ	太陽光	2021年	2026年
日本	モンゴル	太陽光	2021-2025年	2026年
スイス	ガーナ	クックストーブ	2023-2024年	2025年
スイス	タイ	eバス	2022-2024年	2023,2026年
CORSIA等	ガイアナ	REDD+	2021-2023年	2024,2025年
韓国系企業	マダガスカル	クックストーブ	2021-2024年	2024,2025年

- JCM活用を通じて、**①【環境】地球全体での排出削減、②【経済】海外でのビジネス・投資、③【外交】国際貢献によるプレゼンス**、の3つの効果発揮を目指す。

環境

- **世界全体でのGHG排出削減**に貢献し、**我が国のNDC達成**に寄与する。
- 気候変動対策と環境汚染対策を相乗的に解決（シナジー）する。

経済

- 海外における日本企業の**新たなビジネス・投資チャンス**を後押しし、「稼ぐ力」を高め、日本企業に裨益する。
- **日本が強みを持つ脱炭素技術**を更に展開する。
- 日本とパートナー国の地方自治体をつなぐ脱炭素事業（都市間連携事業）により、**地方企業の海外展開**も支援。
- GX-ETSにおいて、JCMクレジットが適格クレジットとして利用可能であることを受けて、クレジットを市場へ供給する。

外交

- 相手国のニーズを加味した案件形成を行い、地政学的な情勢も踏まえつつ、**友好国との関係を強化**する。

民間JCMの拡大

- 2026年度に本格稼働を開始したGX-ETSにおいて、JCMクレジットが適格クレジットとして利用可能であることを受けて、民間資金を中心としたJCM（民間JCM）の取組も本格化しつつある。
- JCMの下、2025年末から複数のITMOs発行。様々なパートナー国において、クレジット発行事例を積み上げていくことが重要。

各国におけるパリ協定 6 条に基づく協力体制構築の進展

- パリ協定6条の国際ルールが整備され、それに沿って、我が国をはじめとするパリ協定に参加する各国の炭素市場の取組が拡大している。
- 一方、パリ協定 6 条では我が国に移転したクレジット量をパートナー国の排出量に上乗せ（相当調整）することが必要。パートナー国自身も排出削減目標（NDC）を掲げていることから、自国の目標達成が難しくなるとの警戒感が生まれ、先進技術の活用などより質の高いプロジェクトを求める傾向になっている。また、民間企業の取組が制限され採算性や予見可能性が低下するルール（ポジティブリスト（対象事業）設定や移転手数料徴収）が策定された/される国も増加している。
- クレジット発行拡大に向けたボトルネックは、パートナー国でのパリ協定6条実施のための法制度への対応や、相当調整を行うための基盤としての排出・吸収量を算定するインベントリの整備。また、JCMが進展し対象分野が拡大していくにつれて、方法論策定・MRV実施・パートナー国との調整等が複雑化・難化し、案件形成からクレジット発行までのプロセスが長期化。これらのボトルネックを解消する必要がある。

日本が強みを持つ脱炭素技術へのニーズの高まり

- パートナー各国において日本が強みを持つ脱炭素技術を用いたプロジェクトをJCMの枠組みで実施するニーズが高まっている。このようなプロジェクトを引き続き推進するとともに、民間の資金・人材を呼び込むことが必要。

目指す方向性・今後の取組

目指す方向性

- 民間の資金・人材を最大限活用し、アジアを中心に民間JCMを拡大しつつ、大規模な排出削減・吸収・クレジット発行量が見込まれる大型案件にも注力する。また、日本が強みを持つ脱炭素技術*を用いたJCMプロジェクトを引き続き推進する。 *廃棄物発電、地熱発電、水素、アンモニアなど我が国発の技術。

今後の取組

民間JCMを主とした大型案件への伴走支援

- ・特に民間JCMの削減・吸収規模の大きい大型案件（農業、ガス漏洩、化石燃料トランジション、泥炭地管理等）に対し、方法論開発やパートナー国政府とのクレジット配分の協議等のプロジェクトの伴走支援を実施し、官民一体でプロジェクトを迅速化する。

パートナー国側のボトルネック解消

- ・パートナー国内での6条関連法制度やインベントリの整備を支援。
- ・クレジット移転に伴う料金負担やクレジット配分の制約となるルール、ポジティブリストへの対応を一体的に実施し、クレジット発行できる環境を整備する。

日本が強みを持つ脱炭素技術の更なる展開と資金支援事業の効率化

- ・日本が強みを持つ脱炭素技術を用いたプロジェクトなどにハード支援を重点化・効率化し、排出削減・吸収効果を最大化する。
- ・ADB/EBRD/UNIDOを戦略的に活用し、案件形成過程にある国で先駆けて開拓・クレジット発行事例を創出することで、民間JCM拡大の素地を整備する。

目指す成果

- AZEC・FOIPの枠組みも活用して、ASEANや世界の気候変動対策に貢献する。
- ハード支援からソフト支援へ重点を移し、民間の資金・人材を活用し大型案件の事業化・クレジット発行を加速化し、海外での日本企業の新規ビジネス・投資チャンスの後押し、「稼ぐ力」を高め、日本の成長へ繋げる。
- JCMにおける温対計画・NDCの官民連携での排出削減目標の達成に貢献する。
- 世界の炭素市場をリードしてきたJCMをさらに伸展させる。

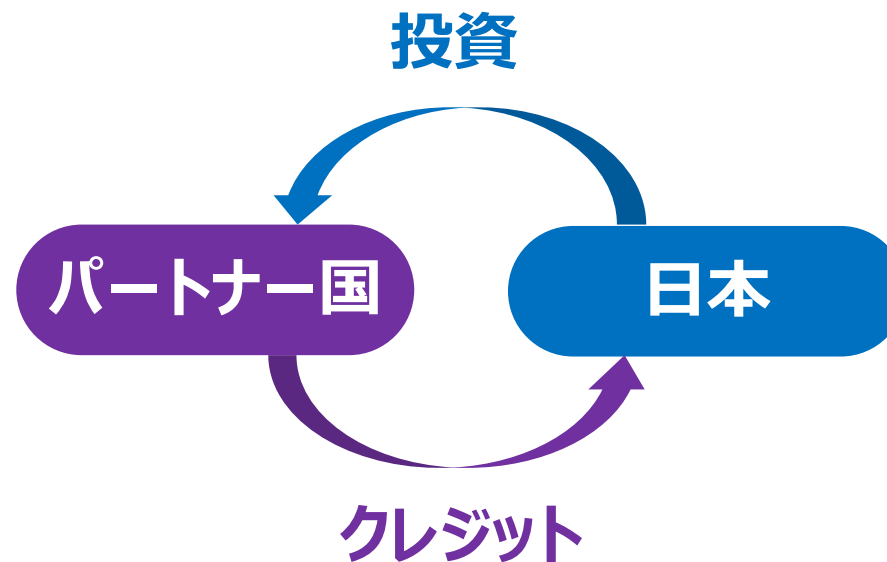
参考

二国間クレジット制度（JCM）活用のメリット例

- **JCMは、クレジットをインセンティブとして脱炭素投資を呼び込む制度であり、多くの裨益がある。**
 - パートナー国と日本の双方のNDC（GHG削減・吸収目標）達成への貢献やオフセット手法の確保
 - パートナー国における様々な脱炭素技術や製品の利用の初期負担の軽減
 - パートナー国と日本の双方の企業のビジネス・投資チャンスの拡大と経済の活性化
 - プロジェクトによるパートナー国の持続可能な発展（社会・経済・環境上の課題解決）への貢献

パートナー国への裨益

- 優れた技術や製品の利用の**初期負担軽減**
- NDC（GHG削減・吸収目標）への貢献
- クレジットの国内流通
- 新たな**ビジネスチャンス**の開拓
- 大気汚染やインフラ整備等の**社会・経済・環境上の課題解決**



日本への裨益

- 海外における新たな**ビジネス・投資チャンス**
- **クレジットのNDC（GHG削減・吸収目標）への活用**
- **排出量のオフセットに活用**（売却することでの収益化も可能）

JCMを活用して実施中の既存プロジェクトの例

省エネルギー



ボイラー・冷凍機・太陽光発電
(タイ) 関西電力



熱媒ヒーター (インドネシア)
フマキラー



チラー・調光型 LED (ベトナム)
東急



貫流ボイラー (インドネシア)
DIC



チラー・空調機・太陽光発電
(インドネシア) 裕幸計装



調光調色型 LED 照明
(ベトナム) 遠藤照明



ガスコージェネレーション・冷凍機
(タイ) 関西電力

再生可能エネルギー



もみ殻発電 (チリ)
アジアゲートウェイ



小水力発電 (インドネシア)
NiX JAPAN

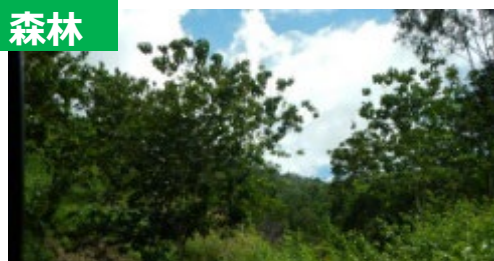


バイナリー地熱発電 (フィリピン)
三菱重工業



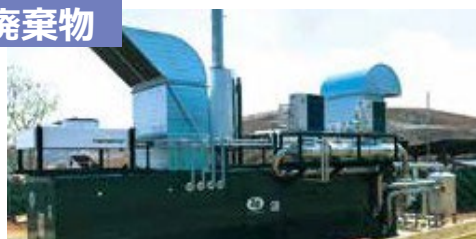
太陽光発電 (タイ) 自然電力

森林



REDD+ (ラオス、カンボジア)

廃棄物



メタンガス回収発電 (メキシコ)
NTTデータ経営研究所



廃棄物発電 (ベトナム)
JFE エンジニアリング

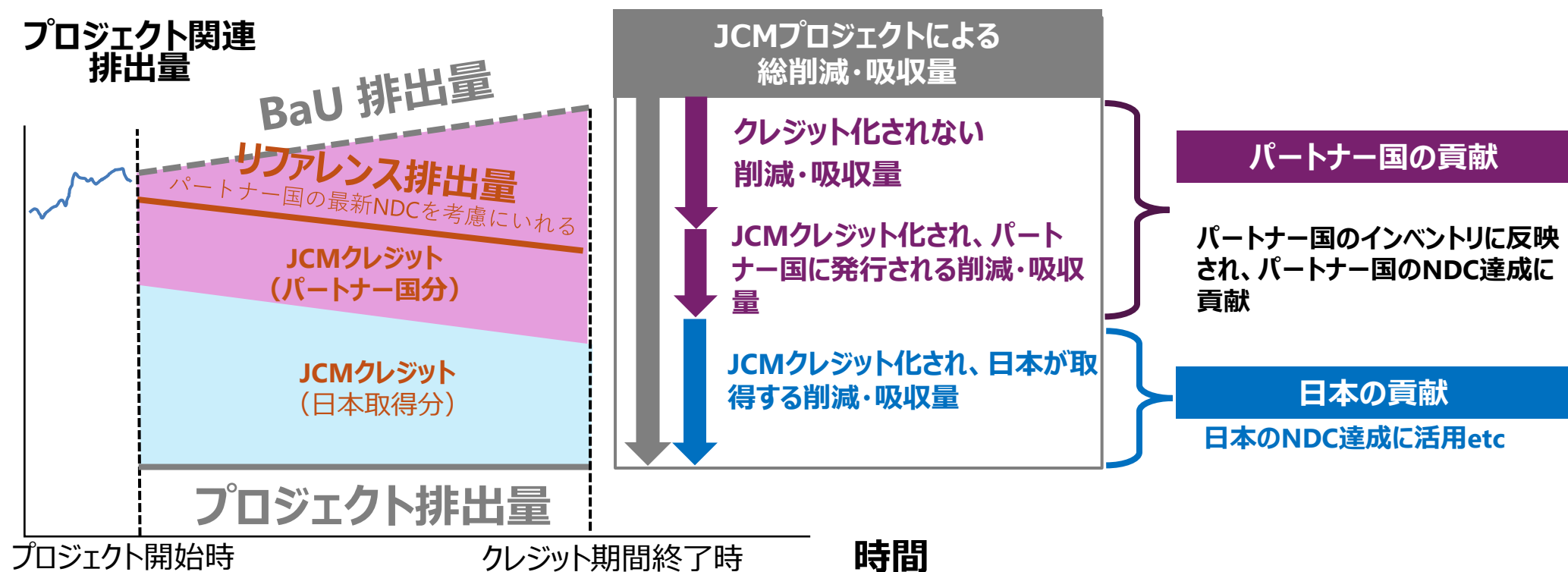
交通



公共バスCNG 混燃設備 11
(インドネシア) 北酸

JCMにおける削減・吸収量の考え方とクレジットについて

1. 全体の削減効果のうち、保守的に設定したリファレンス排出量とプロジェクト排出量の差分がJCMクレジットとして発行される。リファレンス排出量はパートナー国の最新のNDCを考慮にしつつ設定される。
2. JCMプロジェクトによる全体の削減・吸収量の効果はBaU（Business as Usual）排出量とプロジェクト排出量の差分であり、JCMクレジットとして発行されない分と発行される分からなる。いずれもパートナー国と日本のNDC達成に貢献するものである。
3. 各国政府とプロジェクト参加者への削減・吸収量の配分は、両国で構成される合同委員会において各主体の貢献を考慮にいれつつ協議し決定される。貢献としては、資金貢献に加え、技術供与や運営面での貢献も加味される。



1. JCMの適用にあたっては、当該事業がJCMを利用する付加価値があることが必要であり、
 - ① 事業性を確保するためにクレジットによるインセンティブ（例：クレジット収入以外に事業収益が見込めない事業であるか、事業収益が見込めたとしてもクレジット収入がなければ投資回収年数が長期化する、あるいは内部収益率（IRR）が低く、事業の実施が困難であること等）が必要であること。ただし、一律的なIRRや投資回収年数などの数値基準は設けない。
 - ② パートナー国のNDCへの貢献という観点から、事業・技術難易度や導入量・スピードなどで特に優れている点があること。
 - ③ パートナー国内での波及・横展開のポテンシャル有無及び程度（地元企業の参画、キャパシティや技術の習得による地域産業への裨益を含む）。

といった点について説明が代表事業者等からなされること。その上で、分野別のガイドラインや方法論等に沿っていることを前提として、国際的に説明可能かなどを考慮して、関係省庁・政府機関がJCMの適用可否を総合的に判断する。

2. 排出削減・吸収を行う機器の調達を開始する日又は排出削減・吸収を行う設備の建設を開始する日のどちらか早い日より前に、日本政府を通じて相手国政府に事業概要（PIN：Project Idea Note）を提出していること。ただし、既に調達や建設を開始している事業であっても、その後の事情変更を受けて（例：事業環境等の変化により事業の継続に支障が生じる場合）、1に示したクレジットによるインセンティブの必要性や付加価値が認められる状況になったことを、事業者が合理的に説明できる案件、及びJCM申請につながる設備や機器に対する公的資金支援によって実施している事業については、この限りではない。

3. 上記2に関しては、排出削減・吸収を行う機器の調達を伴わない事業（例えば森林分野・農業分野・土地利用分野など）についてはこの限りではない。森林分野に関しては、パートナー国との間で森林分野のJCMガイドラインが承認される以前に開始された森林分野の活動であっても、ガイドラインで定めた規定を満たしていればJCMの適用対象となる場合がある。

4. PINにおいて、排出削減・吸収に対する日本企業又は日本政府の役割が明確に説明されていること及び日本の資金貢献が定量化されていること。

なお、ある提案事業がJCMとして認められるためにはパートナー国政府との一致が必要であり、上記で示した基準を満たせばすべての事業がJCMとして認められることを保証するものではない。

- 日本への削減吸収効果の移転は、パリ協定6条に沿って行う。（クレジット量は保守的に算定し、両国政府が承認。日本はNDC達成にカウントし、相当分はパートナー国の削減吸収に計上しない）。

① リファレンス排出量の設定により、JCMクレジットの量を保守的に算定

- ・ 環境十全性を十分に考慮した活動実施を目指すJCMでは、対策がなされなかった成り行きの排出シナリオ（BaU排出量）を十分に下回る排出レベル（リファレンス排出量と呼ぶ）と比較する方法で、クレジット量を保守的に算定。

② プロジェクトによる持続可能な開発目標への貢献を評価

- ・ JCMプロジェクトの実施を通じ、持続可能な開発に貢献しているかどうかを評価するためにガイドラインを導入。
- ・ プロジェクト参加者に対し、プロジェクトの計画段階及び実施段階で、指定の様式にその影響について記入することを求める。

③ クレジット量及びその移転・使用目的を、両国政府が承認

- ・ パリ協定第6条第3項の規定に基づき、クレジットの日本への移転量（日本への移転により、ITMOs※¹になる）や使用目的、対象期間等を、両国政府が承認する。

※ 1 : International Transferred Mitigation Outcomes, パリ協定 6 条で規定されている「国際的に移転される緩和成果」のこと。

※ 2 : 手続きの詳細は、パートナー国と検討調整中。

④ 第6条に基づく各種報告を着実に実施（初期報告、年次情報、定期情報等）

- ・ JCMに関する情報（ルール・ガイドライン・登録簿等の整備状況、環境十全性への対応）やJCMクレジットのNDCへの活用に関する定量情報について、初期報告・年次情報・定期情報を通じて国連に報告し、レビューを受け、公開される。

⑤ 日本に移転したJCMクレジット量はパートナー国の削減吸収に計上しない（相当調整）

（2021年以降に効果が発生したJCMクレジットが対象）

- ・ 我が国のGHG総排出量の値から、NDC期間（2021年1月1日～2030年12月31日まで）に実現した排出削減・吸収に対して発行され、両国政府からの承認を受けて日本に移転され、かつ日本国JCM登録簿の無効化口座に移転されたJCMクレジットの総量を、10で割って年平均にした値を差し引く。二重計上を防ぐため、同じ量を、パートナー国のGHG総排出量の値に上乗せする。

JCMのプロジェクトサイクル

プロジェクト参加者

合同委員会

プロジェクト参加者／各国政府
又は合同委員会により開発可能

合同委員会

プロジェクト参加者

第三者機関 (TPEs)

合同委員会

プロジェクト参加者

第三者機関 (TPEs)

合同委員会が発行量を決定
各国政府がクレジットを発行

PINの提出

異議の有無の確認

提案方法論の提出

提案された方法論の承認

PDDの作成

妥当性確認

登録

モニタリング

検証

クレジット発行

<用語解説>

- **PIN(Project Idea Note)**:プロジェクトの概要を相手国側へ説明し、異議の有無を確認するための資料。
- **PDD (Project Design Document)** :排出削減量のモニタリング方法・推定排出削減量等を含めたプロジェクト設計書。プロジェクト登録に必要となる。

<注>

最初の2つの手順「PINの提出」・「異議の有無の確認」については各パートナー国と調整中のものであり、これらを含む各パートナー国と採択したJCMルール・ガイドライン類の最新情報については、JCMホームページの各パートナー国のページにてご確認ください。

同じTPEにより実施可能
同時実施可能

URL: <https://www.jcm.go.jp/jp-top/>

JCMに関する各種情報を統合したウェブサイト。今後順次コンテンツを充実させていく予定。
案件形成や各種申請、登録の検討などに活用可能。

1. JCM合同委員会に関する情報

- 各JCMパートナー国に関する公式情報
 - ✓ 合同委員会メンバー、ルール&ガイドライン、第三者機関
 - ✓ 承認済み方法論
 - ✓ プロジェクト：登録申請・登録・クレジット発行

2. JCM支援事業に関する情報

- 日本政府が提供するJCMに関する支援事業の情報
 - ✓ 環境省による支援：設備補助事業、JFJCM、JEJCM、UNIDO-JCM など
 - ✓ 経済産業省による支援：実現可能性調査、NEDO実証事業 など
 - ✓ 農林水産省による支援：農業分野ADB拠出金、農業分野海外展開支援

3. JCMインフォメーション

- JCM概要
- JCMパートナー国情報
- JCM案件情報データベース
- JCM関連ニュース など

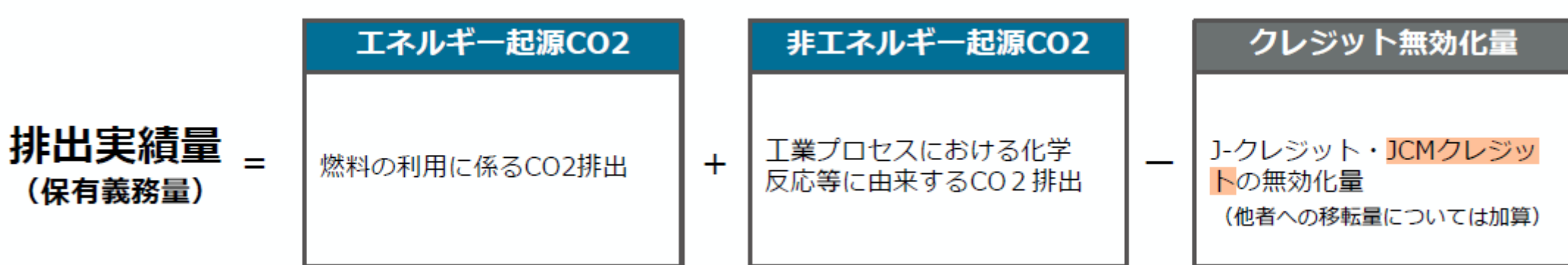


民間企業が獲得したJCMクレジットの用途

- 企業が獲得したJCMクレジットは、自社の排出量を相殺するために活用が可能。
 - 義務的排出量取引制度（GX-ETS）における排出削減義務履行にあたっての活用
 - 温対法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度（SHK制度）

GX-ETS

排出規模が直接排出で年10万tを超える企業は、2026年度に開始する排出量取引制度（GX-ETS）において、排出削減義務が課せられる。排出実績量の算定にあたり、JCMクレジットの無効化した量を算入することが認められている。



温対法・算定 報告公表制度

SHK制度においては、排出量が年3,000トンを超える事業者に対して排出量の算定報告を義務付けており、JCMクレジットの無効化した量を控除（オフセット）する等によって調整することを認めている。

NDC及び温暖化対策計画におけるJCMの位置づけ

- 日本は、JCMの活用により、**2030年度までに1億トン、2040年度までに2億トン**の累積の排出削減・吸収量の実現を目指す。

【参考】地球温暖化対策計画 2025年2月18日閣議決定

第2章 温室効果ガスの排出削減・吸収の量に関する目標 第3節 温室効果ガス別その他の区分ごとの目標

3. 二国間クレジット制度（JCM）

グローバルサウス諸国等への脱炭素技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価するとともに、我が国のNDCの達成に活用するため、JCMを構築・実施していく。

このような取組を通じ、**官民連携で2030年度までの累積で、1億t-CO₂程度、2040年度までの累積で、2億t-CO₂程度の国際的な排出削減・吸収量の確保を目標**とする。

Japan's Nationally Determined Contribution (NDC) 18th February 2025

(g) The intention to use voluntary cooperation under Article 6 of the Paris Agreement

Japan will establish and implement the Joint Crediting Mechanism (JCM) in order to quantitatively evaluate the contributions of Japan to greenhouse gas emission reductions and removals which are achieved through the diffusion of, among others, decarbonizing technologies, products, systems, services, and infrastructures as well as through the implementation of measures in global south countries and others, and to use such contributions to achieve Japan's NDC. With these efforts, through public-private collaborations, Japan aims to secure accumulated emission reductions and removals at the level of approximately 100 million t-CO₂ by FY 2030 and approximately 200 million t-CO₂ by FY 2040. Japan will appropriately count the acquired credits to achieve its NDC.

日本政府指定JCM実施機構（JCMA）全体概要

（2026年5月22日時点）



- 改正地球温暖化対策推進法に基づき、JCMのプロジェクト登録からクレジット発行までの制度運営やパートナー国との調整等の事務を担う指定実施機関として、（公財）地球環境センターが指定された。
- 指定実施機関は、プロジェクト登録からクレジット発行までのJCMの制度運営やパートナー国との調整等に関する法令上の主務大臣の事務を担うとともに、効率的なプロジェクト実施のための取組を行う。
- JCMAが法律に基づき政府同等の権限を持つことにより、多数の国と同時に調整が可能となるとともに、クレジット発行までの事務をワンストップ化することで、JCM制度活用効率化・迅速化を図る。

■ 名称：日本政府指定JCM実施機構

The Joint Crediting Mechanism Implementation Agency, designated by the Government of Japan

※通称は、「JCM Agency（JCMA）」

■ 運営：（公財）地球環境センター（東京都文京区本郷3-22-5 住友不動産本郷ビル7階）

■ 役員： 統括責任者 木村祐二、 事務局長 水野勇史

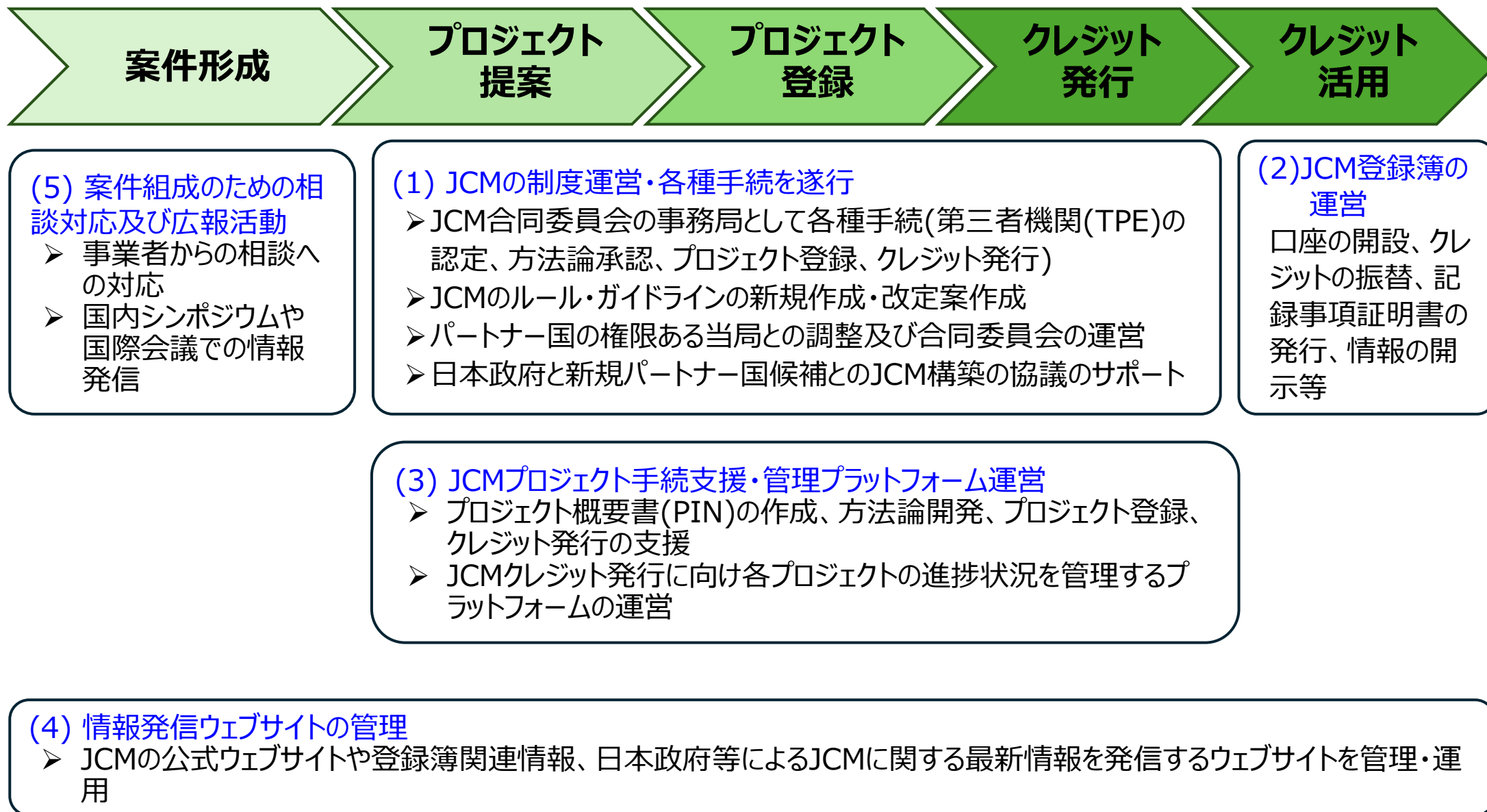
■ 体制： 制度運営グループ、プロジェクト推進グループ、理解参画促進チーム、ITチーム、総務グループ 計50名

■ 主務大臣：環境大臣・経済産業大臣・農林水産大臣

■ 主な活動内容

- (1) JCMの制度運営（パートナー国との調整含む）
- (2) 国際協力排出削減量口座簿（JCM登録簿）の運営
- (3) JCMプロジェクトの手續支援及び管理プラットフォームの運営
- (4) 情報発信ウェブサイトの管理
- (5) 案件組成のための相談対応及び広報活動

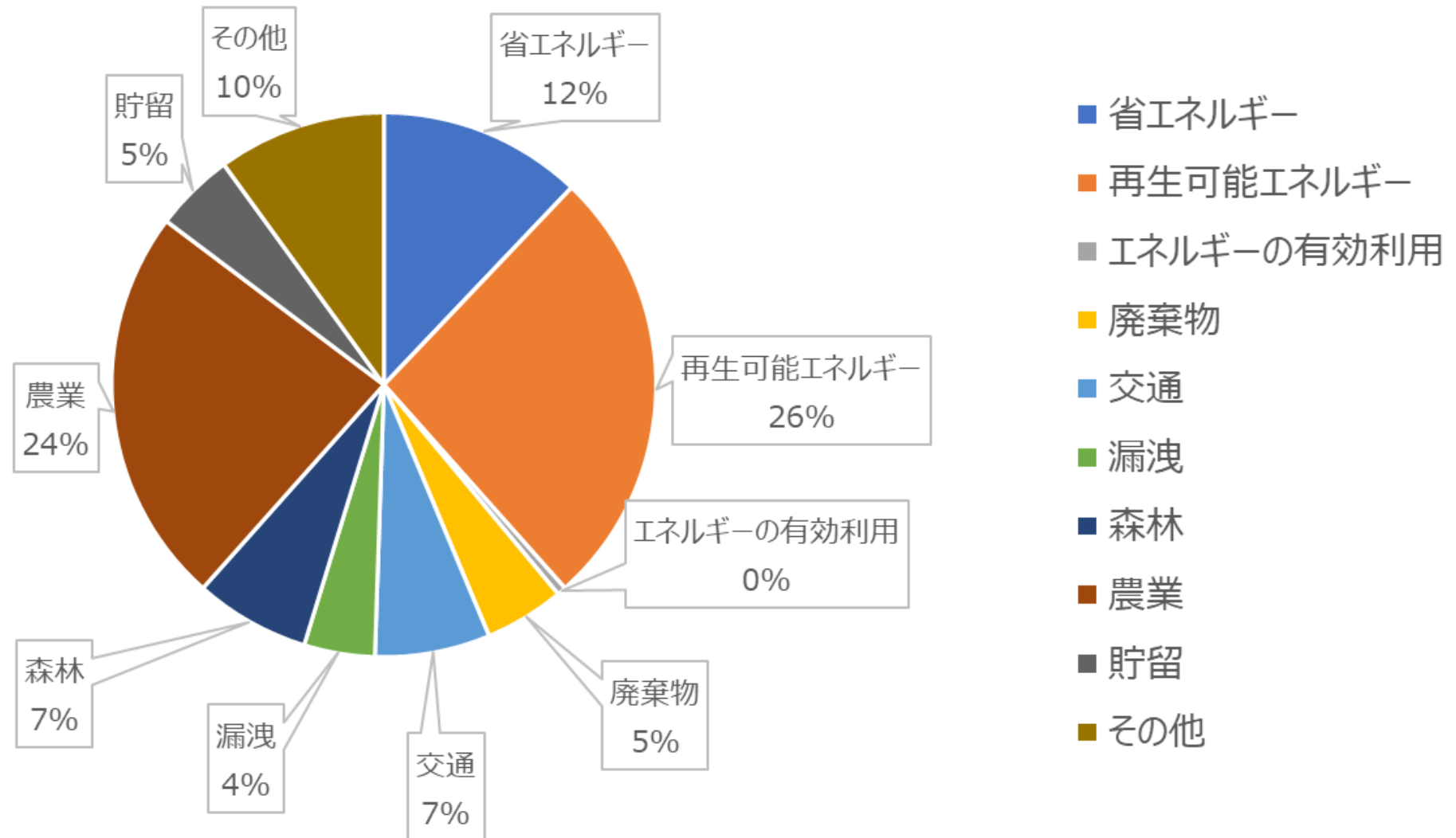
- JCMAは、JCMの各プロセスに沿って、以下のような活動を行う。またJCM全般の促進や支援も行う。





民間資金を中心としたJCM（民間JCM） 案件数と内訳

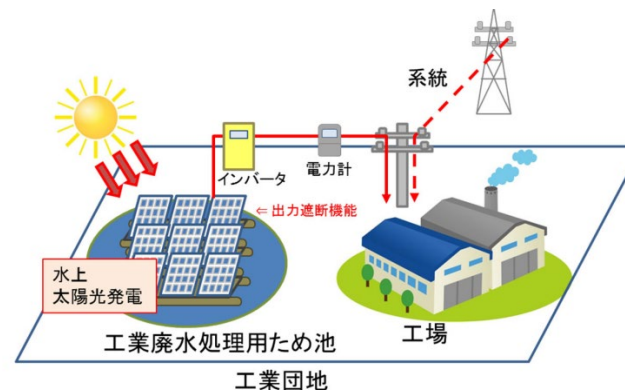
- これまでにおよそ190の相談案件がある。 ※案件分類は仮置
- 非エネルギー分野も含め、多様な案件でご相談いただいている。



JCMにおいて初となるITMOs発行

2025年11月11日、日本政府は、JCMにおいて初めて、パリ協定第6条に沿ったクレジットである「国際的に移転される緩和成果（Internationally Transferred Mitigation Outcomes: ITMOs）」を、日本国JCM登録簿の政府保有口座に発行した。

プロジェクト名	Introduction of 5MW Floating Solar Power System on Industrial Water Reservoir in Thailand (TH014) (タイにおける工業廃水処理用ため池を利用した5MW水上太陽光発電システムの導入)
プロジェクト概要	水上設置型太陽光発電システムは、フロート架台や係留設備、より耐久性の高い電気部品が必要となるため、陸上型システムよりも高価になる傾向がある。一方で、水上フローティング技術の活用により、パネルの温度上昇を抑えて発電効率を向上させるだけでなく、工業団地にとって不可欠な用水について蒸発を抑制する効果もある。本事業の実現に当たっては、環境省JCM設備補助事業（2016年度）が資金的支援を行い、2020年1月に商業運転を開始した、タイにおける民間事業者による水上太陽光発電導入の先駆的な取り組み。
プロジェクト参加者	(日本側) TSBグリーンネックス株式会社 (タイ側) TSB Bangkok Co., Ltd.
クレジット発行対象期間	2021年1月1日～2021年12月31日
発行が決定されたクレジット量	2,017tCO ₂ eq うち 日本政府が獲得した量（ITMOs量）：1,009 tCO₂eq



ITMOsの発行（JCMにおける2件目）

2025年12月16日、日本政府は、JCMにおいて2件目となる、パリ協定第6条に沿ったクレジットであるITMOsを、日本国JCM登録簿の政府保有口座に発行した。

プロジェクト名	Introduction of Smart Mini Grid System at Addu City (MV002) (アッドゥ環礁におけるスマート・マイクロ・グリッド・システム)
プロジェクト概要	ADB等による資金支援のもと、モルディブ政府は既存の電力網を再エネとディーゼルのハイブリッドシステムに置き換える「離島の持続的なエネルギー開発準備プロジェクト」により、 温室効果ガスの排出削減、電気料金の低減、政府の化石燃料の輸入コストの削減 を図る。本事業のもと、アッドゥ市において1.6MWの太陽光発電を導入するADBローンに、環境省がADBに拠出している JCM日本基金（JFJCM）を上乘せし、JFJCMの第1号案件 として、先進的なリチウムイオン蓄電池(0.5MWh)とEMSを導入。国際競争入札を経て、西澤株式会社が工事契約を受注。サブコントラクターである 東芝エネルギーシステムズ株式会社の技術（リチウムイオン蓄電池およびEMS） を採用。
プロジェクト参加者	Ministry of Tourism and Environment, Maldives Fenaka Corporation Limited
クレジット発行対象期間	2021年12月2日～2022年10月31日
発行が決定されたクレジット量	750 tCO ₂ eq。うち 日本政府が獲得した量（ITMOs量）：433 tCO₂eq



高速度の充放電が可能な**先進的リチウムイオン蓄電池**（写真左）および**高性能EMS**（写真右）を導入して下記を実現：

太陽光発電システムを安定的に運用、ディーゼル発電機の稼働効率を最適化、電力需要のピーク時におけるディーゼル発電由来の電力および輸入ディーゼルの消費量を約30%低減、より多くの再エネを系統連携可能に。大気環境改善、エネルギー安全保障にも貢献、地元雇用を創出。